

審議会における意見の対応状況

資料 4

No.	意見	対応	備考
1	風水害の対応としての記述がない。	<p>本計画は、大規模地震を想定し、災害廃棄物及びし尿発生量、仮置場の必要面積等を推計しており、風水害における発生量は、大規模地震で想定される発生量を上回ることがないと想定しています。しかし、計画中の風水害にも適用する旨の記載が少ないため、次のとおり、修正します。</p> <p>第1章第1節 計画改定の目的にある「準用」を削除し、第2章第2節1 対象とする災害を次のとおり修正。 「本計画で対象とする災害は、地震災害及び大雨や台風等の多量の降雨による洪水、浸水、山崩れ等の風水害、その他自然災害とします。 また、災害廃棄物等の推計にあたっては、地域防災計画で想定する、次の災害を対象とします。」</p>	5 ページ
2	台風や大雨なども各地で発生しているため、川沿いにある、し尿処理施設の被害想定をしておいた方がよい（し尿処理施設の停電時の対応など）	<p>第4章第6節 一般廃棄物処理施設の耐震化等に次のとおり追加 「3 し尿希釈投入施設における災害対策 地震や河川の氾濫等により施設に被害があった場合のし尿処理については、上下水道局と調整し、早急に処理ができるよう対応します。 なお、上下水道局では、下水道施設において、大規模な災害、事故等が発生した場合に、その機能の維持及び早期の復旧を目的とした業務継続計画（下水道BCP）を策定しています。」</p>	23 ページ
3	大規模災害時に市単独で対応できるのか 国、県との役割分担を明記	<p>新たに、P. 3 図2を追加</p> <p>P. 37 修正 (14) 支援要請 災害廃棄物が多量に発生し、本市単独での処理体制では対応できない場合は、図2で示したとおり、非常災害として位置付け、協定を締結している自治体との相互援助や民間事業者団体へ支援を要請するとともに、廃棄物処理法に基づく特例措置を使用し、災害廃棄物を処理します。 それでも、被害状況により、処理が困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物等に関する事務の一部を県へ委託します。 さらに、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災害対策基本法に基づき指定された災害が発生した場合は、国の支援を受け、適正かつ円滑な処理を行います。</p>	3 ページ 37 ページ
4	災害廃棄物の発生量の推計がしてあるが、処理に係る運搬計画は（トラック何台必要かなど）	<p>第5章第2節2災害廃棄物処理業務に（5）として追加 (5) 収集運搬 本市が所有するごみ収集運搬車両及び本市が委託する事業者が所有するし尿収集運搬車両は次のとおりです。 災害廃棄物の収集運搬体制は、原則として、本市及び収集運搬委託事業者で実施しますが、第2章第3節で推計した災害廃棄物等が発生した場合は、災害規模が大きく、必要な人員、車両が不足することから、図2で示した「災害の規模と適用する措置」のとおり、災害規模に応じた協定締結団体への支援要請や県を通じた広域的な支援要請を行うことにより、収集運搬体制を構築します。</p>	29 ページ